

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 鳥取県 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) 鳥取県 教育委員会 連携・協力 鳥取市教育委員会 境港市教育委員会 湯梨浜町教育委員会 北栄町教育委員会 琴浦町教育委員会 連携・協力 各学校 ● 支援員・通訳等の紹介 ● 情報の共有 ● 日本語指導 ● 母語支援 ● 学習指導・支援 ● その他の支援 公益財団法人 鳥取県国際交流財団 日本語指導が必要な 児童生徒
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(※必須実施項目) ・「帰国・外国人児童生徒等への支援に係る研修会」を2回行い、担当者で協議を行った。 ・研修会終了後、研修内容と各市町・学校の取組状況を基に関係者で連絡協議会を行い、情報交換等を行った。 (2)学校における指導体制の構築(※必須実施項目) ・本事業を実施する市町の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対する支援員等の配置について、財政面で支援した。 ・本事業を実施した各市町教育委員会が、教育委員会担当者、学校、支援員による協議の場を定期的に設定し、指導方針の確認、課題の共有等を行った。 (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目) ・教育委員会、学校、支援員の3者で連絡会を行い、「特別の教育課程」による指導方針の確認や課題の共有を行った。 ・「特別の教育課程」実施のためのカリキュラム・マネジメントについて理解し、指導者及び支援者の役割を明確にした個別の指導計画を立案するよう努めた。 (4)成果の普及 (※必須実施項目) ・本事業を活用した取組について、連絡協議会で複数の自治体と共有した。 ・校長会等で日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の手順や指導体制構築について共有した。 (5)学力保障・進路指導 ・他町の学校から外国人生徒の進路状況を聞き取り、対象児や保護者に中学校卒業後の進路についての情報提供を行った。 ・教科ごとに学習状況を把握し、児童生徒に応じた学習指導を実施した。 ・定期的に支援会議を開き、保護者の思いも聞きながら、将来の進路を見据え個に寄り添った学習支援を行った。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

- ・就学時健診前の保健関係の書類や入学に係る書類等の準備の保護者支援を行った。
- ・小学校入学前の幼児・保護者の学校見学を行った。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・小学校4・5・6年生で算数と理科のデジタルマルチリンガル教科書を導入した。
- ・デジタル教科書を活用したり視覚支援としてディスプレイに映像を移したりすることで日本語の内容理解のために活用した。
- ・タブレットを国語や社会、理科、音楽に出てくる難しい用語の調べ学習に使ったり、写真や動画を視聴することで教科書の内容理解を図ったり、基礎学力を高めるのに用いたり、様々な用途で活用した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・鳥取県国際交流財団と連携し、母語のわかる支援員を配置し、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導補助を適切に行った。
- ・必要に応じた言語の支援により、学校生活の中で児童の生活能力が身に付くように支援するとともに、保護者への丁寧な情報提供を行うことにより、学校と保護者間のコミュニケーションを円滑に行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(※必須実施項目)

- ・年2回の研修会及び連絡協議会の実施により、関係市町及び学校担当者のつながりを深めることができた。
- ・実践事例、具体的な取組等について共有することができた。
- ・研修会等の内容や機会についてさらなる充実を図りたい。

(2) 学校における指導体制の構築(※必須実施項目)

- ・日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の手順等を整理できた。
- ・校内指導体制を整備し、日本語指導が必要な児童生徒に取り出し授業を行うことで、日本語指導と合わせて、各教科等の指導を受けることができた。
- ・今後も域内及び校内において、よりよい指導体制が構築できるよう努める。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

- ・日本語指導が必要な個々の児童生徒の日本語の習得状況や学校生活の状況等の把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした「個別の指導計画」が作成され、各学校において「特別の教育課程」を編成・実施できた。
- ・「個別の指導計画」に基づいた日本語指導の実施、定期的な評価や見直しを行うことで、対象児童の日本語能力向上や学校生活の充実を図ることができた。
- ・就学時及び進級・進学に際し、日本語指導が必要な児童生徒の日本語習得状況や学校生活の状況について確実な引継ぎを行い、切れ目のない支援を行う必要がある。
- ・児童の成長段階を把握し、共有することで適切な支援へとつなげ、個別最適な学びを実現させる方法を探る。

(4) 成果の普及 (※必須実施項目)

- ・自治体のホームページ等で公表することにより、日本語指導が必要となる地域や学校にその成果を発信し、共有することができた。
- ・日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際のモデルを示すことができ、対象児童生徒が入学してくる自治体へのアドバイスや情報共有ができた。

(5) 学力保障・進路指導

- ・個の実態に応じた指導を丁寧に行い学習意欲の向上が見られた。
- ・学習・生活状況や進路選択について、保護者への丁寧な情報提供と意見交換を行い、本人の実態と希望に沿った進路選択につなげることができた。
- ・本人、保護者の希望や進路を早い段階で把握し、進路を見据えた学習指導を実施する。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

- ・保育園・幼稚園と小学校との情報の共有、日本の学校生活に対する保護者の理解が進んだ。

- ・就学時健診や入学に係る書類の準備に伴う保護者の負担感が軽減された。
- ・保健関係や入学に係る書類の中には、外国人の保護者にとって理解するのに難しい表現がある。多言語に翻訳してあるものもあるが、母国語に翻訳されていないものもある。通訳を交えて保護者と対話しながら書類の記入をしていくことで保護者への支援を行っていく必要がある。

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・日本語と母語を対比しながら学習することができ、学校だけでなく家庭学習にも活用することができた。
- ・視覚支援を多く取り入れたことで、漢字や計算などの基礎学力が定着した。
- ・マルチリンガル教科書では補いきれない部分や、他教科には対応していないので、従来通り支援員が支援していく必要がある。
- ・日本語での学習にも意欲的に参加できるようになっているが、日本語の読み・書きへの負担が大きいため、今後も様々な学習場面でタブレット端末を活用していくことを在籍校に働きかける必要がある。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・母国語の分かる支援員が、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導や通訳を行ったことで、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができた。
- ・日本語学習支援員を配置することで、個の実態に応じた効果的な学習支援や生活面でのサポート、進路指導を行うことができた。
- ・個に応じた日本語指導を充実させることで、特に聞く力が向上した。学校生活上の悩み等の相談を受け、担任への情報提供を迅速に行い、生徒の心理的安定につながった。
- ・必要に応じた言語の支援により、学校生活の中で児童の生活能力が身に付くように支援するとともに、保護者への丁寧な情報提供を行うことにより、学校と保護者間のコミュニケーションを円滑に行うことができた。
- ・取り出し授業を実施し、個に応じた日本語指導を充実させることができ、対象児童生徒が日本語能力を向上させ、学校生活へ適応することができた。
- ・個人差に応じた、より一層の学習支援が必要である。そのためにも、日本語学習支援員確保を行うことが課題である。
- ・多国籍、多言語に対応できるよう、鳥取県国際交流財団や大学等関係機関と連携して、母国語による日本語指導ができる人材を確保していきたいが、対応できない言語もあるので、やさしい日本語を用いた直接指導法による日本語指導や、翻訳ソフトを用いた通訳支援を行う必要がある。
- ・それぞれの児童生徒に適した日本語指導に生かすために日本語の習得状況を図るためのルーブリック等を作成する必要がある。
- ・学習への意欲の向上、実際のコミュニケーション場面での活用、学校や社会のルールを理解、日本語学習と並行した学習の定着を図る。
- ・様子を見ながら支援員の支援を徐々に減らし、自分の力で学校生活が送れるようになるための力をつけていくことを働きかけていく必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	(人園)	24人 (10校)	10人 (6校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		24人 (10校)	10人 (6校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他(今後の取組予定等)

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。